

令和6年度
東京都アレルギー疾患対策
検討委員会
(第1回)
会議録

令和6年7月30日
東京都保健医療局

(午後 6時31分 開会)

○環境保健事業担当課長 お待たせいたしました。それでは、若干まだ入られていない委員の先生方いらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会（第1回）を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私でございますが、司会を務めさせていただきます保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の金子と申します。どうぞよろしく申し上げます。

初めに、注意事項がございます。本日の会議は、ウェブ会議形式での開催となります。円滑に進められるよう努めてまいります。機器の不具合等により映像が見えない、音声が届かない等ございましたら、その都度事務局にお知らせください。

ウェブ会議を行うに当たりまして、委員の皆様にご3点お願いがございます。

1点目でございますが、ご発言の際には挙手ボタンを押していただき、議長からの指名を受けてからご発言をお願いいたします。

2点目でございますけれども、議事録作成のため、速記が入っております。ご発言の際には必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

3点目でございますが、議事に入りましたら、ご発言の際以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 東京都保健医療局健康安全部長の中川と申します。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またこのような遅い時間にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

都は、令和4年3月に改定いたしました東京都アレルギー疾患対策推進計画を基に、総合的にアレルギー疾患対策を進めているところでございます。

本日の委員会では、計画の進捗状況といたしまして、昨年度の取組状況、また今年度の取組予定についてご審議をいただきます。また、取組を進めておりますアレルギー疾患医療連携事業につきましても、ご報告をさせていただく予定でございます。

限られた時間ではございますが、アレルギー疾患対策の推進に向けどうぞ活発なご議論を賜りたいと存じます。

今後とも、東京都のアレルギー疾患対策へのご理解とより一層のご支援をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境保健事業担当課長 資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、事前にメールと郵送でお送りいたしております。会議次第、委

員名簿、資料1から資料2-4まで。参考資料が1から3となっております。このうち、参考資料1の東京都アレルギー疾患対策推進計画につきましては、以前に各委員に冊子としてお配りさせていただいておりますので、そちらをご活用いただければと思います。もしお手元にございませぬ場合は、お手数ですが東京都アレルギー情報navi.でご覧いただけますので、必要に応じてご参照いただければと思います。資料の不足等ございましたら、チャットで事務局までお知らせください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員等名簿をご覧ください。なお、ご所属、役職につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。可能でしたら、お名前をお呼びしたタイミングで画面とマイクをオンにいただき、音声確認も兼ねて一言ご発言いただければと思います。

それでは、順番にご紹介させていただきます。岩田会長でございます。

○岩田会長 岩田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく願いいたします。

大田委員につきましては、遅れてのご参加とお聞きしております。

また、石氏委員につきましては、本日ご欠席というご連絡をいただいております。

また、今井委員につきましても、本日遅れてのご参加と聞いております。

大久保委員も遅れてのご参加でございます。

続きまして、新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく願いいたします。

阪東委員でございます。

○阪東委員 阪東でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく願いいたします。

村山委員でございます。

村山委員、音声がかえぬようですが、大丈夫でしょうか。後ほど、ご確認させていただきます。

続きまして、吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく願いいたします。

川上委員でございます。

○川上委員 川上です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく願いいたします。

続きまして、末田委員でございます。

○末田委員 末田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく願いいたします。

町田委員でございます。

○町田委員 町田です。よろしくお願ひいたします。すみません、ちょっとカメラの調子が悪くて、映らず申し訳ありません。よろしくお願ひします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

横山委員でございます。

○横山委員 横山でございます。よろしくお願ひします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

大森委員でございます。

○大森委員 大森です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

高畑委員でございます。

○高畑委員 高畑でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

小浦委員でございます。

○小浦委員 小浦でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

武川委員でございます。

○武川委員 武川でございます。よろしくお願ひします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

前田委員でございます。

○前田委員 前田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

北村委員でございます。

○北村委員 北村でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。今回初めての参加です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 どうぞよろしくお願ひします。田中委員は、山田委員の後任として、今回から参加されております。

続きまして、工藤委員でございます。

○工藤委員 瑞穂町の工藤です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、オブザーバーを紹介させていただきます。

布施委員でございます。

○布施委員 布施です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

石川委員でございます。

○石川委員 石川です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。石川委員におかれましては、滝川

委員の後任として、今回から参加されております。

松本委員でございます。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしく申し上げます。松本委員につきましては、舟木委員の後任として、今回から参加されております。

また、この紹介の間に今井委員が参加されております。今井委員、一言よろしくお願いいたします。

○今井委員 遅れましてすみません。昭和大学小児科の今井です。

○環境保健事業担当課長 よろしく申し上げます。

委員の紹介は以上でございますけれども、事務局の紹介につきましては、お手元の委員名簿の裏面にて代えさせていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、岩田会長にお願いしたいと思います。

岩田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田会長 よろしく申し上げます。次第に従いまして、本日の議題を進行させていただきます。

まず議題に入ります前に、本委員会の情報公開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。まず、会議は原則公開とする。また、議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上2点、異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 よろしいでしょうか。

それでは、早速議題に入ります。本日の議題は、次第にありますように二つとなっております。

一つ目の議題、東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 東京都アレルギー疾患対策推進計画令和5年度取組状況及び令和6年度取組予定について、ご説明させていただきます。

本計画は三つの柱、12の施策で構成しておりますが、順番にご説明させていただきます。

まず、施策の柱Ⅰ、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進でございます。

施策1、患者・家族への自己管理のための情報提供等、担当部署は保健医療局でございます。

それでは、施策1-1「東京都アレルギー情報navi.」による情報提供でございます。東京都アレルギー情報navi.は、保健医療局が開設しておりますホームページでございますが、令和5年度は疾患の基礎知識や花粉飛散状況、医療関係者向け情報など、アレルギーに関する情報を発信しております。今年度も同様に情報提供を行って

いく予定でございます。

施策1-2、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信でございます。この事業は、妊婦及び乳幼児保護者の方に対しまして、アレルギー疾患に関する普及啓発を目的といたしまして、令和4年度から新たに組み込んだ事業でございます。昨年度及び今年度も、母子手帳の交付に合わせまして、啓発資材を配布いたしました。啓発資材はシールでございますが、2ページ目の上段をご覧ください。シールのデザインが画面のとおりになっております。お花の中にQRコードがございますが、そのQRコードを読み取っていただきますと、東京都アレルギー情報n a v i.の中の乳幼児の保護者の方向けの情報にアクセスできる作りになっております。お花の部分のところがシールになっておりますので、剥がしていただいて母子手帳に貼っていただくという想定で作成しております。その資料を区市町村に配布しております。

続きまして、施策1-3、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会についてでございます。昨年度は2月に動画配信形式で、「いまこそ考えよう災害対策～アレルギー対応を中心に」というテーマで開催いたしました。動画再生回数は2,274回でございます。今年度も同様に動画配信の形式で、2月に開催する予定でございます。アレルギーの最新治療とQ&Aというテーマで実施する予定でございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

施策1-4、区市町村が実施する普及啓発への支援、講演会等への専門医等の派遣でございます。昨年度は、講演会等の講師について相談があった場合に、適宜講師の先生を紹介させていただいておりますが、今年度も引き続き同様に対応してまいります。二つ目の丸、医療保健政策区市町村包括補助事業による区市町村への支援につきましては、区市町村が実施するアレルギー関連の事業に対しまして補助しているものでございます。令和5年度は、患者や家族を対象とした講演会等実施している6区市に対して補助を行っております。今年度も6区市に補助を行う予定でございます。

続きまして、施策1-5でございます。デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内につきまして、昨年度は令和4年度に作成した「保育施設向け緊急時対応ガイドンス」の試行版であるβ版を改良し、東京都アレルギー情報n a v i.に実装しております。また、「患者家族向けの緊急時対応ガイドンス(β版)」を開発いたしました。皆様にも、公開した際にはお知らせをさせていただきましたが、本日資料の4ページにもございますように、エピペンの使い方の動画のほか、心肺蘇生が必要な場合についてはアニメーションの動画でご案内をするというものでございます。携帯・スマートフォンからアクセスしていただきますと、119番発信もすぐできるような仕組みとなっております。今年度は、患者家族向けの緊急時対応ガイドンスのβ版を改良し、実装・周知を行っていく予定でございます。

続きまして、施策1-6、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開でございます。こちらは令和4年度から取り組んでいる事業となります。毎年2月を東京都アレルギー疾患対策推進強化月間といたしまして、集中的に広報を展開いたしました。広報

の一つは、キーワード連動型広告の実施でございます。こちらはG o o g l eやY a h o o !でアレルギーに関するキーワードを検索した場合に、東京都アレルギー情報n a v i . に誘導する広告が表示されるもので、令和6年2月の1か月間実施をしております。広告総クリック数は5万3,685回でございます。それに伴い東京都アレルギー情報n a v i . アクセス数も増加している状況でございます。そのほか、5ページ下段にありますように、デジタルサイネージといたしまして新宿西口から都庁に至る通路に動画を掲出したほか、都庁第一庁舎の1階にパネル掲示などを実施しております。

また、区市町村や関連団体に対しまして協働の働きかけを行い、1区8市にご協力いただいております。協働の働きかけですが、具体的にはアレルギー情報n a v i . に各自治体のイベントを掲載するとともに、各自治体の区報などで月間についてお知らせいただきました。

また、2月の強化月間に合わせまして、都民アレルギー講演会を開催しております。今年度につきましても、同様の内容で集中的な広報を実施していく予定でございます。

続きまして、6ページ、施策2、大気環境の改善でございます。担当部署は環境局でございます。

施策2-1、大気汚染物質の排出削減に向け、指導、審査、立入検査を実施するとともに、自主的な取組の促進についてでございます。

令和5年度は、ばい煙発生施設などからの届け出、立入指導を実施しております。実績は資料のとおりでございます。

また、C l e a r S k y実現に向けた大気環境改善促進事業といたしまして、サポーター登録制度、インスタグラムフォトコンテスト、SNS等を活用した身近な大気環境改善対策紹介を実施しております。

また、低NO_x・低CO₂小規模燃料機器認定制度、VOC対策アドバイザーの派遣やVOC対策セミナーを開催しております。今年度も引き続き同様の事業を行う予定でございます。

続きまして、7ページ、施策2-2です。Z E V (Z e r o E m i s s i o n V e h i c l e) を含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策でございます。Z E Vとは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車であるE Vや、燃料電池自動車であるF C V、プラグインハイブリッド自動車のP H Vのことでございます。ディーゼル車の規制、自動車環境管理計画書・実績の報告、低公害・低燃費車導入補助を実施しております。実績は資料のとおりでございます。今年度につきましても同様に実施する予定でございます。

続きまして、施策2-3、大気汚染物質の常時測定・監視、公表でございます。令和5年度は大気環境の常時監視、測定データを都のホームページ等で公開しております。こちらにつきましても今年度同様に実施する予定でございます。

続きまして、8ページ、施策3、花粉症対策の推進です。担当部署は産業労働局、環境局、保健医療局でございます。

施策3-1、スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ない杉への植え替え、伐採木材の利用促進でございます。令和5年度は森林循環促進事業において、スギ・ヒノキ林を17ha伐採しております。今年度も同様に伐採を実施する予定でございます。

施策3-2、針葉樹と広葉樹の混交林による花粉飛散の削減でございます。令和5年度は多摩の森林再生事業といたしまして、間伐を441ha、水の浸透を高める枝打ち事業として、枝打ちを96ha実施しております、今年度も同様に行っていく予定でございます。

施策3-3、花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供でございます。令和5年度はスギ・ヒノキ等の飛散花粉状況の定点観測を実施しており、飛散開始時期などに関する報道発表、ホームページなどによる情報提供、また花粉症一口メモのパンフレットの配布を行いました。今年度も同様に行っていく予定でございます。

続きまして、9ページでございます。

施策4、アレルギー表示など食品に関する対策、担当部署は保健医療局でございます。

施策4-1、食品の製造・販売事業者等の監視指導によるアレルギー表示の適正化、講習会等による普及啓発でございます。令和5年度の取組状況といたしましては、食品表示法に基づく監視指導を食品製造業者、食品流通業者、食品販売業者等に対しまして、延べ18万9,711件実施しております。

また、適正表示推進育成講習会をウェブ配信形式で実施いたしまして、食品の適正表示推進者が新たに517名登録となっております。

また、適正表示推進者フォローアップ講習会をウェブ配信形式で開催いたしまして、448名が受講しております。今年度も同様に講習会を実施する予定でございます、適正表示推進者育成講習会は11月及び1月にフォローアップ研修会は2月に開催する予定でございます。

施策4-2、製造段階における意図しないアレルギーの混入防止のための食品製造業に対する監視指導、アレルギー検査でございます。令和5年度は製造・調理施設の監視指導を、食品製造業、給食施設、飲食店に対しまして、延べ2万1,339件実施しております。

また、食品アレルギー検査では、食品製造業、給食施設に対して乳、卵、小麦、そばのアレルギー検査を58検体実施しております。事前配付しております資料では57件となっておりますので、お手数ですがご修正をお願いいたします。今年度も引き続き監視指導・検査を実施していく予定でございます。

続きまして、施策4-3、アレルギー表示違反による自主回収情報の提供でございます。令和5年度は食品表示法に基づく自主回収の届け出が38件ございまして、届け出された情報について、国と連携いたしまして情報提供を行いました。今年度につきましても、引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、施策4-4、飲食店における利用者へのアレルギーに関する適切な情報

提供の支援でございます。飲食店向け食物アレルギー講習会につきまして、令和5年度はウェブ配信形式で開催し387名が受講しております。

また、食品営業者向けの資料、「食物アレルギー対策に取り組みましょう」につきましては、講習会等で飲食店業者に周知・配布しております。今年度につきましては飲食店向け食物アレルギー講習会をウェブ配信形式で11月に実施予定となっております。

また、食品業者向け資料につきましては、改定及び周知を行う予定でございます。続きまして、10ページでございます。

施策5、生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等でございます。担当部署は保健医療局でございます。

施策5-1、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発としまして、東京都アレルギー情報navi.内で、ダニ・カビなどの室内環境や「赤ちゃんのための室内環境」というリーフレットを、新生児を迎える家庭向けに区市町村を通じて配布しております。

また、再掲となりますが、花粉症一口メモについても配布しております。こちらにつきましては今年度も同様に取り組む予定でございます。

また、四つ目の丸でございますが、保健医療局が開設しております健康作りを支援するポータルサイト、「とうきょう健康ステーション」を活用しまして、禁煙治療を行う医療機関情報や受動喫煙防止に関する法・条例の掲載等を行っております。

また、「健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」及び「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に関する普及啓発といたしまして、ポスターやリーフレット、動画等による普及啓発を実施しております。

また、禁煙教育副教材、禁煙啓発リーフレット、COPD対策の普及啓発、受動喫煙対策施設管理者向けのハンドブックの改訂等を実施いたしました。禁煙・受動喫煙に関する対策につきましては、今年度も昨年度同様の事業を実施する予定でございます。

11ページ、施策5-2でございます。アレルギーや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供でございます。昨年度、都が発行しております「健康・快適居住環境の指針」を活用いたしまして、東京都の保健所で小規模プール講習会を実施しております。

また、化学物質健康問題講習会をウェブ配信方式で開催しております。講習会等の事業につきましては、今年度も同様に実施する予定でございます。

また、健康快適居住環境の指針の分冊版を都の保健所や都民情報ルーム等を通じて配布しておりますが、そちらにつきましても引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、12ページ、ここから施策の柱Ⅱといたしまして、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備でございます。

まず、施策6、医療従事者の資質の向上でございます。担当部署は保健医療局、東京消防庁でございます。

施策6-1、医師、歯科医師向けの研修等の実施による専門的な知識の普及と技能の向上についてです。

一つ目、医療従事者向け研修会を東京都医師会に委託して実施しておりますが、令和5年度は11月26日にウェブ配信形式で実施いたしました。当日のオンライン参加者が28名、アーカイブの視聴者は196名という参加状況でございます。今年度も東京都医師会に委託して実施する予定でございます。

二つ目がアレルギー疾患治療専門研修でございます。医師向けを2回、看護等医療従事者向けを2回、計4回、ウェブ形式で実施いたしました。医師向けは慶應大学病院と都立小児総合医療センターに、医療従事者向けは国立成育医療研究センターと東京慈恵会医科大学附属病院に実施をしていただいております。今年度につきましては、成人領域の内容及び小児領域の内容の研修を各2回開催する予定でございます。

続きまして、施策6-2、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師・歯科医師の育成でございます。都立病院におきましては「東京医師アカデミー」としまして、後期臨床研修医の小児科コースにおいて、関連するアレルギー疾患について研修の実施をしておりますが、今年度も引き続き実施をしております。

続きまして、13ページ、施策6-3、薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施でございます。令和5年度は相談実務研修をウェブ配信形式で実施しました。子どもに対する研修を3回、成人に関する研修を2回、計5回実施しております。

また、施策6-1の再掲となりますが、アレルギー疾患治療専門研修につきましても、医療従事者の方を対象とした研修となっておりますので、記載させていただいております。今年度につきましても実施する予定でございます。

続きまして、14ページ、施策6-4、救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育でございます。「救急訓練指針」に基づく訓練といたしまして、エピペン投与対応訓練や救急巡回指導を実施しております。今年度も同様に実施する予定でございます。

施策6-5、医療従事者に対するアレルギー疾患に関する最新の知見等の情報提供でございます。こちらは東京都アレルギー情報navi内に医療関係者向け情報ページを設けておまして、そちらで情報提供しているものですが、今年度引き続き実施をしております。

続きまして、15ページ、施策7、医療提供体制の整備でございます。担当部署は保健医療局でございます。

まず施策7-1、幅広い診療領域に対応可能な拠点病院・専門病院の指定、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークの強化につきまして、令和5年度はアレルギー疾患医療拠点病院等連絡会を2回開催いたしました。今年度は拠点病院である昭和大学に委託し、1回開催する予定でございます。

また、16、17ページにありますように、昨年度2月末に拠点病院・専門病院の指定を行っております。

施策7-2、拠点病院・専門病院と地域医療機関が円滑に連携できる体制の構築でございます。昨年度は令和4年度の検討結果を踏まえ、医療連携事業の先行実施をし、今

年度については本格実施をしております。こちらにつきましては、18ページから20ページでご説明をいたします。

18ページをご覧ください。令和6年度アレルギー疾患医療連携事業の全体像となります。

現在、都民の約2分の1が何らかのアレルギー疾患を持っている状況となっており、標準的治療で状況が安定する方は地域の医療機関での治療を、診断困難な症例や重症難治性症患者については拠点専門病院での治療、そして、地域医療機関から拠点病院への紹介、拠点専門病院から地域医療機関への逆紹介をスムーズに行っていただき、患者が適切な治療を受けていただくことが必要であると考えております。

そのために、連携医療機関登録データベースを作成し、医療機関同士がスムーズに紹介・逆紹介を行っていただくこと。さらに、将来的には都民にもデータベースを公開し、適切な治療を提供している医療機関に受診するための情報提供を行っていきたいと考えております。

19ページをご覧ください。こちらは医療連携事業を構成する四つの事業を記載してございます。

一つ目が、先ほどご紹介したアレルギー疾患に関する連携医療機関の登録とデータベースの運用でございます。連携医療機関の登録にあたりましては、次に紹介する医療連携研修を過去3年間に1回以上受講していただき、かつ標準的治療を実施していることを登録要件として考えてございます。

二つ目にアレルギー疾患医療連携研修についてでございますが、連携医療機関への登録を検討している医療機関に対し、拠点病院等との連携の手法を実践的に習得する研修を実施し、連携医療機関と拠点病院等との人的ネットワークを構築することを目的とした研修でございます。各拠点病院が年1回ずつ、計4回実施する研修となります。

三つ目はアレルギー手帳の運用でございます。既に拠点専門病院、連携医療機関、患者団体に配布し、同意が得られた方に手帳の使用を案内しています。紙版とウェブ版があり、患者自身が自身のアレルギー情報を管理し、医療従事者とのコミュニケーションツールとして活用いただいているところでございます。

四つ目はアレルギー医療連携ワーキンググループの設置でございます。今までご紹介しました医療連携事業について効果検証し、今後の運用方法について有識者7名の方にご意見をいただいております。今年度第1回目のワーキンググループを7月11日に実施いたしました。その際にはデータベースの運用として、都民への情報公開については医療機関同士の情報交換とは別に慎重に考えたほうがよいこと。また、手帳の増刷に当たって、手帳の大きさの検討を行っていただき、現行の大きさで増刷することなどのご意見をいただいております。

20ページには、今年度の事業のスケジュールをお示ししております。確認ください。

続きまして、21ページ、施策の8、医療機関に関する情報の提供でございます。担

当部署は保健医療局でございます。

施策8-1、アレルギー疾患診療を実施する医療機関の所在地や診療時間等の情報提供でございます。こちらにつきましては、令和5年度は東京都医療機関案内サービス「ひまわり」で、医療機関案内やホームページによる情報の提供を実施してまいりました。今年度につきましては、国が全国統一的な情報システムとして作成した「医療情報ネット（ナビ）」にホームページによる医療機関情報サービスを提供するようになっております。東京都医療機関案内サービス「ひまわり」に関しましては、電話とファクシミリにて医療機関案内を行っております。

また、施策8-2、専門的な医療機関に関する情報提供でございます。こちらにつきまして、東京都アレルギー情報navi.の中で拠点病院等の診療実績の情報を掲載しているものでございます。こちらにつきましても、今年度引き続き実施してまいります。

続きまして22ページ、ここからは施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございます。

まず、施策9、多様な相談に対応できる体制の充実でございます。担当部署は保健医療局でございます。

施策9-1、患者や家族の支援に携わる関係機関等に対する相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施でございます。施策6-3の再掲となりますが、相談実務研修の開催のほか、都保健所アレルギー対策事業といたしまして、講習会等の開催を計六つの保健所で開催いたしました。今年度も同様に実施を予定しております。

続きまして、23ページ、施策9-2でございます。保健所等におけるアレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善に関する相談への対応でございます。東京都の保健所等で各種アレルギー、室内アレルゲン対策等について、相談や関係機関等への助言を行っております。

また、ホームページや講習会等を活用して、アレルギー関連の情報を普及啓発しております。今年度も引き続き実施する予定でございます。

施策9-3、保健所や区市町村の保健師・栄養士等の職員等に対する技術的助言でございます。こちらは研修資材や普及啓発資料等を用いた技術的助言を行っているものですが、今年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、施策9-4、区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援でございます。患者や家族向けの個別相談を実施する区市町村に対しまして補助を行っていますが、令和5年度は3区市に補助を行っております。今年度につきましても同じく3区市に補助を行う予定でございます。

続きまして、施策9-5、国が実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携した、多様な相談への対応でございます。東京都アレルギー情報navi.の中で、国のアレルギー相談事業へのリンクを掲載しております。

また、講習会等におきまして、患者団体様にもご協力いただいておりますので、今年

度も引き続き取り組む予定です。

続きまして、24ページ、施策の10、社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時対応のための研修の実施でございます。昨年度、「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を学童保育施設対象と保育施設対象の二つに分けて実施しております。この研修はエピペン実技等も含まれますので、会場での開催としております。

また、施設内研修を促進するための研修等資材の貸出や東京都アレルギー情報n a v i . に教材の掲載を行っておりますが、そちらにつきましても今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、施策10-2、デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内でございます。こちらは、先ほど施策1-5の再掲となりますので割愛させていただきます。

続きまして、25ページ、施策10-3、学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施でございます。令和5年度は新規採用の養護教諭、栄養教諭及び幼稚園教諭を対象に各1回ずつ研修を実施しております。

また、養護・担任教諭、管理職向けの研修や学校栄養職員等を対象とした研修を動画配信で実施しており、今年度も同様の方法で実施する予定でございます。

施策10-4、心肺蘇生法及びA E Dの使用方法についての、応急救護訓練及び救命講習会の実施でございます。都民等を対象とした救命講習を例年実施しておりますが、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、26ページ、施策11、事故防止緊急時対応のための組織的取組の促進でございます。担当部署は保健医療局、福祉局、教育庁、生活文化スポーツ局でございます。

施策11-1、「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた、各学校における事故予防と緊急対応に関する体制づくりの推進でございますが、新規採用の養護教諭及び栄養教諭を対象とした研修の実施や関連資料の配布、講演会等の周知を実施しておりまして、今年度も同様に実施する予定でございます。

続いて、施策11-2、社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備の支援でございます。昨年度は「アレルギー対応体制強化研修」といたしまして、行政職員向けの研修をウェブ開催で2回実施しております。

また、社会福祉施設等の管理者向けの研修をウェブ開催で1回実施しております。今年度も同様の形で実施をしていく予定でございます。その他施設向けのガイドブックなどをアレルギー情報n a v i . に掲載するなどしておりますが、こちらにつきましても引き続き今年度も実施していく予定でございます。

続きまして、27、28ページ、施策11-3でございます。社会福祉施設や学校等と医療機関などと連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援でございます。東京都保育サービス推進事業、保育サービス推進事業、保育力強化事業におきま

して、特別保育事業等推進加算を実施しております。この加算は医師の指示に基づいて、除去食・代替食の提供を実施している保育所に対しまして補助を行うものでございますが、今年度につきましても引き続き補助を行っていく予定でございます。

次、29ページ、施策の12、災害時に備えた体制整備。担当部署は保健医療局、福祉局、総務局でございます。

施策12-1、都民や関係機関職員に対する、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発でございます。昨年度は都民アレルギー講演会で災害に関するテーマを取り上げており、研修の機会を活用いたしまして、災害関連の情報提供を実施いたしました。また、通年を通しまして、施設向けガイドブックやアレルギー情報n a v i . で災害に関する情報を掲載しております。今年度につきましても、引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、施策12-2、避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー対応に関する準備等への支援でございます。避難所管理運営の指針をホームページで周知しておりますが、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、30ページ、施策12-3、アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄でございます。昨年度はアレルギーに配慮した災害救助用食料の購入・備蓄を実施いたしました。今年度も引き続き、購入及び備蓄を進めていく予定でございます。

また、災害発生時の最初の3日分は区市町村で備蓄を基本としておりますが、以後4日分を東京都がランニングストック方式で備蓄することとしておりますので、そちらにつきましても引き続き今年度実施をしていく予定でございます。

続いて、32ページをご覧ください。各部会の開催状況についてでございます。

アレルギー疾患対策検討部会は、本委員会の下部会として、主に普及啓発や人材育成、調査研究などの検討を行っている部会でございます。昨年度は4回実施しております。議題としては、都民アレルギー講演会や研修等の事業に関する事、令和6年度実施の3歳児調査・施設調査の項目につきましても検討を行っております。

また、東京都アレルギー情報n a v i . の医学的な監修として、アトピー性皮膚炎の監修を行い、ホームページを修正しております。今年度も4回実施する予定となっております。引き続き同じような議題ではございますが、アレルギー情報n a v i . の監修につきましても、今年度、小児ぜん息を監修する予定でございます。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会でございます。こちら本委員会の下部会として設置してございまして、主にアレルギー疾患医療拠点病院等の選定基準などに関する事や都のアレルギー疾患医療提供体制に関する事を検討している部会でございます。昨年度は2回実施いたしまして、拠点病院・専門病院の公募に関する検討などを行いました。今年度につきましても、東京都アレルギー疾患医療拠点病院等の状況及び医療連携事業について、1回開催する予定でございます。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会についてでございます。こちらの連絡会

は、本委員会の下部会ではございませんが、拠点病院・専門病院の代表者の方が一堂に会しまして、情報提供・情報共有などを行うことで医療機関同士のネットワーク強化を図る目的として実施しているものでございます。昨年度2回実施し、議題はアレルギー疾患治療専門研修や医療連携事業について、アレルギー情報n a v i. についてご報告をさせていただきます。その他医療機関同士の情報交換等を実施しております。今年度は拠点病院であります昭和大学に委託し、1回実施する予定でございます。

長くなりましたが、資料1の説明及び議題1の説明は以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

たくさんの情報を資料でおまとめいただきました。基本的には昨年度と同等、かつ部分的には改善を目指してという方向性もお示しいただいたと思います。

ただいまの説明を受けまして、委員の皆様方からご質問・ご意見をお願いいたします。どうぞ挙手ボタンを押してお願いいたします。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。昭和大学小児科の今井です。ご説明ありがとうございます。

幾つかございますけども、まずは9ページのアレルゲン表示などの食品に関する対策においてなんですけれども、私、消費者庁のほうにも関わっておりまして、外食・中食におけるアレルギー対応というのは、消費者庁も力を込めて一生懸命動画の作成などをしておるんですけれども、なかなか現場に動画も見ただけないという状況がある中で、この4番の適切な情報提供の支援ということで、東京都は全国の中でもこういった講習会を展開していただいているという点では、非常に先進的だとは思いますが、ただ全体の食品事業者の数に比較すると、この387名というのは決して十分な数ではないと思うんですけれども、これをぜひ継続していただくことと、何とか参加者を増やす方法ということに関して、ちょっと検討していただければなというふうに思っております。

続きまして、14ページの医療従事者の資質向上の救急隊員ですね。こちら救急を対象にした調査の結果を拝見すると、やっぱり十分に、まだまだアナフィラキシーであるとか、エピペンの取扱いに関して知識がない方々も少なくない中では、やはりこれも救急隊員を対象とした啓発事業というのがあってもいいのかなと。恐らく従前やっていらっしゃるアナフィラキシー対応のところに、救急隊員の方々が参加するという形でもいいのかもしれませんが、ただ、救急隊向けということではないので、救急隊員の方が聞くと、なかなか的を絞っていない講演を聞くことになるので、場合によっては、この救急隊向けのアナフィラキシーやエピペンの取扱い、アドレナリンの取扱いなどの啓発活動というのがあってもよろしいのかなと思って伺っておりました。

あとは、これからご説明あると思いますけれども、施設向けの調査が今年度行われるわけなんですけども、そこで学童施設を対象にしたデータが来年度上がってくると思うんですけども、学校や保育所に関しては厚労省や文科省がかなり力を込めてやっております

し、東京都もこれまで一生懸命普及啓発活動してきていただいていますけども、学童に関しては抜けているわけではないんですけれども、この24ページの社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応能力の向上の参加者数をみても、学校・保育所の参加者数に比べると、母集団が違うので似たような割合、数なのかもしれませんが、やっぱりそもそも学童施設に対する緊急時食物アレルギーを含めたアレルギー対応の普及啓発とそれにつながってこの緊急時対応の講習会にもぜひ積極的に参加してきていただけるような取組をしていただけるとありがたいなというふうに思いました。

長くなりましたけども、以上です。

○岩田会長 ありがとうございます

ただいまのご指摘・ご意見に対しまして、事務局のほうからはいかがでしょうか。

○食品監視課長 まず、先生からの施策4-4ですね、いわゆる外食・中食向けの食物アレルギー講習会についてご質問いただきました。先生からもご指摘いただいたとおり、今年4月に消費者庁が動画を作成して、外食・中食における食物アレルギー対策を推進しようというものでございます。これについては消費者庁と調整をしております、11月に東京都が開催する食物アレルギー講習会に、消費者庁食品表示課の方に講師として来ていただいて、この動画を紹介していただく予定です。都と消費者庁でコラボしてもっと発信をしていこうということで、今調整をしているところでございます。それに合わせて、先生からご指摘のあった受講者数の増加につきましても、保健所や業界団体を通じてチラシの配布や、ホームページを通じて周知しておりますが、ここはせっかく消費者庁の方にもご参加いただくので消費者庁のルートも活用させていただきながら、少しでも受講者の増に向けて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。今井先生、ご意見いただきましてありがとうございます。

まず、施策6-4の救急隊員に対する研修・講習の件でございますけれども、本日この席にはおりませんが東京消防庁が担当しております、実際には救急訓練指針に基づく訓練の中で、エピペン投与対応訓練ということをやっておるところでございますが、今回この委員会の中でもっと広く救急隊員にエピペン等の使い方、アドレナリン製剤の取扱いについて教育をしてほしいというご意見があったということは担当のほうにはお伝えさせていただきたいと思っております。

また、学童施設に対する講習会につきましても、施策10-1でございますが、引き続きいろんな手段を講じて講習会に参加していただくように、周知であるとか対応の必要性についてお知らせしていきたいと思っております。

以上でございます。

○岩田会長 よろしくお願いたします。

前田委員、どうぞ

○前田委員 前田です。ありがとうございます。

資料の15ページになりますけれども、医療提供体制の整備というところです。たくさん施策がある中で、こういったことにお取組んでいただいて本当にありがたいと思っております。感謝申し上げます。

18ページでも分かりやすい図で示していただきました。この医療提供体制の医療連携のシステムをつくりながら、今小児科から内科への移行時期に当たる患者さん、若年の患者さんも含めてですけれども、こういった方々が、自分たちも患者として情報を得られるような取組があったらいいと思っています。

成人してから、就職してから、の治療の問題ですとか、受診に結びつくにはどうしたらいいとかの情報が十分に得られていないと思いますので、そういったことも併せて取り組んでいただいて、また受診がしやすいような、例えば医療費の問題ですとか、そういったほうにも目を向けていただけたらいいなと思います。

以上です。

○岩田会長 確かに、成人に至る患者さんが自分でいろいろ見つけなきゃいけない部分の情報を豊富にしていくという大変重要なご指摘だったと思います。この医療連携事業は、今後の目玉になると私も思っておりますが、ただいまのご指摘・ご意見については事務局のほうからはいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ご意見ありがとうございます。

医療連携事業については取組を始めたところでございまして、この移行期についても今後の大きな課題であると認識しております。

また、医療費につきましても、これは東京都単独ではなかなか難しい部分もあるかもしれませんので、毎年国のほうには提案要求という形で、アレルギー事業のいろんなお話をする機会を持たせていただいております、その中でももちろん東京都の医療連携事業であるとか、どういう事業をやっているということもお話しているんですが、この委員会でいただいたご意見も、また国のほうとも相談しながら、例えば医療費についても我々の委員会の中で、こういうご意見が出ていますというようなお話もさせていただければと思います。

ご意見ありがとうございます。また、今後の課題とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

○環境保健事業担当課長 大田先生が参加されておりますので、大田先生、一言ご挨拶いただければと思います。

○大田委員 すみません。どうしても抜けられない会で失礼いたしました。大田と申します。途中から参加で大変申し訳ないんですが、できるだけ残りの時間しっかり聴講させていただきます。よろしく願いいたします。

○岩田会長 では、次のご質問・ご意見。

阪東委員、どうぞ

○阪東委員 阪東でございます。

先ほど学童保育の話が出たので、ちょっとふと思ったんですけども。今ちょうど夏休みの期間ですけれども、夏休みに給食提供する学童保育が結構増えてきているという話を伺っておりますので、マスコミでも結構取り上げられていますけれども。そういう部分で、学童施設については夏休みの給食提供という視点でも、より強い取組が必要なのかなというふうなことを考えた次第です。学校給食については、結構このヒヤリハットマニュアルとかそういったものを配布されたりとかもしていると思うんですけども、学童施設についてもそういった対応をされているのかどうかとか。

あるいは、今ちょうど画面に実技演習の実施取組状況が出ておりますけれども、こういった開催も夏休み期間に合わせて少し前に実施したほうが、もしかしたらより効果的なのかなとか、そういったことをちょっと思ったので発言させていただきました。

あと、一つちょっと質問というか、よく知らないので教えてほしいんですけども、28ページの保育力強化事業のところの対象で、今年度から多様な他者との関わりの機会の創出事業というのが対象になっておりますけれども、これはどのような機関が対象になっているのかなということがちょっと分からなかったもので、補足をしていただけるとありがたいです。よろしくをお願いします。

○岩田会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうから追加のご説明をお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 2点、ご意見いただいたかと思えます。ありがとうございます。

学童保育につきましては、後ほど3歳児の施設調査でもご説明させていただくかと思えますけれども、実際に学童の取組についても調査することとなっておりますので、その調査自体が学童保育で取組をしなければいけないんだというような普及にもつながればよろしいかというふうに、当方では思っております。

○岩田会長 もう一点はいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 すみません。多様な他者との関わりの機会の創出事業というところ、申し訳ございません。手元に資料がなくて、福祉局の所管となっておりますので、今確認しておりますけれども、後ほどご説明させていただければと思えます。すみません、次に進めていただければと思えます。

○岩田会長 はい、了解です。

では次、東京都歯科医師会の末田委員でしょうか。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。

12ページの施策の柱Ⅱの施策6のところなんですけど、医師、歯科医師向けの研修を昨年度から歯科医師も受けられるようになったんですけども、案内をしてもなかなか人数が集まらないということもありまして、その次のページにあります薬剤師、看護師、栄養士等の研修の実施の内容を見ると、まずこういうアレルギー全般的な知識を得

るといふか、そういう研修会も歯科医師が受けられるといいなと、ちょっと思いましたのと、それから24ページにあります社会福祉施設や学校等の職員に対するぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修、これも例えば診療所とかで何かあったときに、歯科医師も緊急時の対応の研修が受けられているといいのかなと思ひまして、こういうところに歯科医師が受講するということは可能なのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思ひたんですけれども。

○岩田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ご提案いただきましてありがとうございます。

これまで、我々のほうでアレルギー疾患として国も金属アレルギーはアレルギー疾患として認めていないという中で、ご周知をあまりさせていただかなかったんですけれども、今後また末田先生とも相談させていただきながら、必要な研修また周知ご協力いただければと思ひますので、ご提案どうもありがとうございます。

○末田委員 よろしくお願ひいたします。

○岩田会長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岩田会長 はい、武川委員どうぞ。

○武川委員 まず初めに、ただ今、歯科医の先生からご提案がございましたけれども、私からも歯科医の先生の話とは別に、歯医者さんと、アレルギー疾患患者、患児との問題が、ここへ来て非常にクローズアップされています。最近の相談事例として、私どもに入ってきている中に、食物アレルギーがあり、基礎疾患として小児ぜん息を持っている子にとって、歯科医院に行くのが怖いという情報がありました。それは、ふだん通っている歯医者さんからいただく歯磨き粉からアナフィラキシーショックを起こし、死にかけて怖い思ひをした。普通に通っている歯科医の先生のアレルギー疾患に対する知識が乏しいので非常に不安であるという話がありました。これ、別に歯科医の先生を非難しているわけではなくて。そういったアレルギー疾患対策の中における歯科領域の問題が、今先生方からご提案があったように、非常に位置づけがはっきりしていないというか、存在感がよく分からないのです。

前から質問しているのですが、それはいろんな関係があつて、誰が悪いという意味ではなくて、現実の問題としてお話させていただいています。例えば現在のところ、拠点病院という中における歯科領域のあり方というのはどうなのか。日本歯科医師会として、歯科アレルギーの問題に対してどういう取組をしているのか、下部組織の東京都歯科医師会に対してどのような指示が下りているのか。それによって、東京都は歯科診療において、どのような安心安全を私たち患者、患児に担保し得るか、何とかそういったものを保てるのか、守れるのかというようなことが、非常に気になるのです。即ち、アレルギーにおける歯科領域の問題への注意喚起です。

もう一つは、学校給食がございまして。学校給食そのものが、学校で作っている給食なのか、それとも業者が作っている、いわゆる給食センターで調理して、提供しているも

のなのか、そこの実態を知りたいと思います。というのは、今ここに来て、お子様の希望として、アレルギーがあってもみんなと一緒に食事したい。差別的な変な顔をされなくて、友達と楽しく給食を食べたい、友達と分かれての食事ではない。疎外感・孤独感が生じない、楽しい食事をしたというように寄せられています。そういったことも含めた中で、実態がどうかということが気になりますので、その2点についてお聞きしたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。

歯科医師会へのお願いを含めて、東京都がどう取り組むのかという、かなり大きな問題提起もございましたが。

大田委員、どうぞ。

○大田委員 よろしいですか。すみません。

歯科は、かつては救急のところ、あるいは麻酔科を回ったり、そういうふうなトレーニングを受けるカリキュラムになっていたというのを私は認識しています。ある時期、それはいわゆる医科としての教育と、歯科としての基礎教育が違うので、一緒になって実習をやるのは適切ではないのではないかとというふうなこともあって、少しそういったところのケアができなくなっているのではないかと思います。

ただ、もう一つ言えるのは、歯科だけではなくて医科領域でも、アナフィラキシーを起こしたときにどうするかというのが、意外と行き渡っていないのではないかと思います。つまりアレルギー科、あるいは呼吸器科、そういったところで見るところが、いわゆる呼吸管理ができたり、それからエピネフリンを注射したりとか、そういう形の場合があるところに限られていたり、それからアレルギー学会からの提言として、アナフィラキシーのときのガイドラインが出たりと。さらには専門医制度がそこに介在するわけですけども、基本的な基礎の本当の土台のところは医療、それから歯科も医科も医療で薬を使って、そういうリスクを負う可能性のあるところは、それこそここで話しして申し訳ないんですけど、ここで今の提言を受ければ、ぜひ考え直していくのが必要だというふうに、私は本当に思います。

○岩田会長 ご議論がちょっと焦点を持ってきましたが、お手を挙げていただいております委員、一つ順番を飛び越しまして、もう一度末田委員でしょうか。歯科医師会のお立場からのご発言をお願いします。

○末田委員 東京都歯科医師会では、先ほどお話のあった緊急時の対応とか、それからアナフィラキシーのときのエピペンの使い方とか、そういった研修会は実施しているんですけども、それを研修会にいらっしゃる先生、歯科医師向けにということで、こう言っただけなんですけれども、全員が受けているというわけではなく、やはりちょっと個人差も出てきていると思います。そういう今の現状も含めて、このアレルギー疾患の研修会等で、いろんな場面で歯科医師も参加できると、知識の向上にもなると思いますので、今後よろしくお聞きしたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、もうひとつ、小浦委員どうぞ。

○小浦委員 ありがとうございます。小浦でございます。

私からは、施策の柱Ⅲの施策1 1の2のところで、ちょっとここに関連してお聞きしたいんですけども、今、子供食堂が大変増えているところでして、これはボランティアの方たちが厚意で開催されているものですが、こういったところはどのような情報提供といいますか、何かお考えがあったらお聞かせいただきたいんですけども。

やはり食事を作っている方たちも、アレルギーに対しては気を遣っていらっしゃるでしょうし、そこに参加するお子様だったり、大人の人も今参加していますけれども、自分のアレルギーのことは意識しながら食事、提供されたものをいただいていると思うんですけども、そういったところで、もし何かあったときのためという緊急時対応ガイドブックですね、こういったものを配布できるのであれば、把握できるところだけの子供食堂に配布するという、そういうご対応は考えていらっしゃるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。

この点につきましては、事務局のほうからいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ご意見、ご提案ありがとうございます。

実際子供食堂につきましては、今現在、この我々の研修の対象から外れているのかと思いますけれども、ご提案は本当に重要なことだと思いますので、今後課題として対応できるように、何とかいろいろ考えていっていければというふうに思っております。

○岩田会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、最後のご質問にしたいと思います、川上委員、どうぞ。

○川上委員 先ほど、消防隊の方たちへもエピネフリン製剤の使い方等の研修をというお話がありましたけれども、もしどなたかご存じだったら最近の状況を教えていただきたいのですが、以前、私、消防隊と学校給食のアナフィラキシー対応のことでお話した際に、救急車にはエピネフリン製剤、エピペンも、それからいわゆるボスミンのような私たちが使うエピネフリン製剤等を積んでいないと聞きました。ドクターカーならば、ドクターが乗っているのですから、薬品はあるかもしれないのですが、通常の救急車には積んでいないというふうに聞いておりますので、研修ももちろん大事なんですけれども、救急隊員さんが来たときにエピネフリンがなければ、エピネフリンの講習をしても使えないわけですし、その辺りを、どちらかというと東京都さんのほうから、救急車1台に1本、エピネフリンを積んでおいてもらうというような相談をしていただけたら、より安心かなと思います。

それから、子供食堂等にも対応の指導は絶対必要なのですが、その一方で、学校は給食、毎日子供が来る場だから、エピペンを預かっている場合、あるいは学校のランドセ

ルに入れてきてねという形で、毎日対象となる子供は自分のエピペンを持ってきているはずなのですが、子供食堂を利用するようになるときに、その子たちがエピペンを持っていていなければ、エピペンの講習をしても使えないわけで、講習の内容もその辺の状況をよく踏まえて行っていただかないと、「使う」が前提で教えられても、結局十分な対応ができなかったということになってしまうのではないかと思いますので、新しく企画される場合には、ぜひその辺りよろしく願いいたします。

○岩田会長 貴重なご提言、ありがとうございます。消防庁との連携、そして今、少し盲点になっていると思われる子供食堂について、積極的な働きかけのご要望だったと思います。

都のほうからはいかがですか。追加等ございますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 おっしゃるとおりでございますが、先ほどの研修も含めて、消防庁のほうには、エピネフリン、アドレナリン製剤が実際に救急車に載っているのかどうかというような状況であるとか、講習会の講習の話であるとか、そこについては確認して、情報交換しながら対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

また、子供食堂については、今後の対応の中で課題として、ご意見を生かさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

○岩田会長 ありがとうございます。

ちょっと時間が押しております。次の議題に移りたいと思います。

○環境保健事業担当課長 先ほどご質問いただいていた「多様な」というお話のところ、確認ができましたので、今ご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○岩田会長 はい、どうぞ。

○環境保健事業担当課長 今回、事業の対象として追加になった「多様な」というところなんですけれども、実際に一時的な緊急保育などとは違って、保育者の就労等とは全く関係なく、保育所等で定期的な預かりをする施設ということで、こういう施設がお子さんの関係の施設で今回増えたと、追加になっているということがございますので、その施設をリストの中に入れたという形になっています。一時預かり、一時緊急的な預かりのほかに、保護者の就労等の有無にかかわらず、定期的に預かれる施設というのが、この追加になっている施設でございます。

説明は以上でございます。

○岩田会長 はい、ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

次の議題（２）アレルギー疾患に関する３歳児調査及び施設調査について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料２をご覧ください。昨年度の委員会で、一度概要については説明をさせていただいているところですが、改めて今年１０月に実施する調査について説明させていただきます。

東京都では、アレルギー疾患対策を効果的に進める上での基礎資料とするために、5年ごとに乳幼児のアレルギー疾患に関する実態調査を実施しております。前回の調査が令和元年になりますので、それから5年を経た今年、アレルギー疾患に関する3歳児調査と施設調査をそれぞれ実施いたします。

まず、資料左側の表の3歳児調査についてですが、こちらは平成11年度から調査を開始して、今回が6回目となります。対象は今年10月に区市町村で実施する3歳児健診の受診者及びその保護者で、区市町村のご協力を得て、受診者に調査依頼状を配布して、ウェブで回答していただきます。

対象と実施時期については、これまでの調査と同じです。

調査方法ですが、今回から完全ウェブでの調査に変更いたします。これまで紙の調査票で実施してきましたが、紙の調査票は、全員が回答する設問と、症状がある人や診断されている人だけが回答する設問と、それぞれ設問のフローチャートがかなり複雑化しておりまして、自身が回答すべき項目を自ら探して回答する必要があるなど、回答者側の負担が大ききという課題がございました。そのため、今回は回答者である保護者の年代や現在のスマートフォンの普及状況も踏まえて、紙面での調査票を廃止することいたしました。ウェブ調査では、回答する項目が自動表示されますので、質問に回答しやすくなるほか、回答データの不整合が防止できるメリットがあると考えております。また、調査の回収率を上げるために、回答者へのインセンティブとして、今回デジタルギフトの謝礼を予定しております。

調査内容につきましては、資料の調査項目欄に主な項目を挙げております。アレルギー疾患の罹患状況など、これまでの調査結果との経年比較を行うための項目が中心となりますが、今回変化を加えた内容について少し補足説明させていただきます。

まず、治療状況を確認する設問には、新薬を含めた具体的な薬剤名を例示いたしました。これにより、現在の治療状況がより詳細に把握できることと、回答のデータの精度が上がることを期待するところです。

また、食物アレルギーに関しまして、一般的な即時型の食物アレルギーとは別に、食物蛋白誘発胃腸症（消化管アレルギー）の罹患状況等に関する設問を新たに追加いたしました。これは近年、特に症例報告の増加が認められる疾患になりますので、今回の3歳児調査においても、即時型の食物アレルギーとは別に実態を把握する必要があると考えて追加したものになります。

また、食物アレルギーの誤食の状況につきましては、これまでも確認をしてきたところですが、今回新たに中食での誤食の経験についても追加することいたしました。現在、外食や店頭で食べ物を購入する中食の場合、原材料情報の提供にルールがございません。そのため、食物アレルギー患者さんの外食や中食行動には制限とリスクがあつて、そのことによる誤食事故が発生している状況があります。先ほど、今井委員からもご説明がありましたとおり、現在、国、消費者庁でも外食と中食における情報提供の取

組を推進しておりますが、中食での誤食の状況をこの3歳調査でも把握することは、今後これらの情報提供や普及啓発において、有用なデータが得られるものと考えております。

次にアレルギー性鼻炎についてですが、これまで具体的な治療状況の確認までは調査を行っておりませんでした。アレルギー性鼻炎は発症の低年齢化が指摘されているところでもありますので、今回、舌下免疫療法の治療有無と使用薬剤名を確認する設問を新たに追加しております。これにより、舌下免疫療法の治療・普及状況を確認したいと思います。

また、昨今の自然災害の増加を踏まえて、日頃の災害時の備えについて確認する設問を新たに追加いたしました。選択肢の内容は、首相官邸が推奨している項目になります。これまでの3歳児調査では、災害に関する質問がありませんでしたので、まずはアレルギー疾患の有無にかかわらず、3歳児の子供を持つ保護者全体の状況を今回は把握したいと思います。

一方、資料右側の表の施設調査につきましては、平成21年度から調査を開始して、今回で4回目になります。対象は、都内の保育施設や学童クラブなどで、各施設に在籍するアレルギー児の状況やアレルギー対策の取組状況等を把握いたします。

対象、時期については、変更はございません。

実施方法につきましては、3歳児調査同様、これまでの紙面での調査から完全ウェブでの調査に変更いたします。

施設調査の調査項目につきましては、施設内の状況を把握する項目が中心で、これまでの結果との経年比較を行って、普及啓発や人材育成研修等の対策の評価を行う関係上、全体的に大きな変更は行っておりません。ただ、先ほども委員の先生方からもご指摘のあったとおり、学童保育につきましては、実態の把握や課題をより明確にする必要があると考えますので、保育施設とは異なる設問を設定して調査を行うことにしております。学童保育の運営形態や実施場所の情報、それから学童期に見られる食物依存性運動誘発アナフィラキシーに関する内容になります。また、食事の提供状況についても詳しく確認をさせていただく予定です。

以上、これら3歳児調査、施設調査に関する具体的な検討につきましては、アレルギー疾患対策検討部会にて進めております。検討部会の委員は、杏林大学小児科教授の成田雅美先生を部会長として、国立成育医療研究センターの福家辰樹先生、また、この委員会委員の昭和大学病院の今井孝成先生になります。

現時点での調査項目案は、資料2-2、2-3、2-4にそれぞれお示ししております。おおむねこの内容で引き続きブラッシュアップを図ってまいります。

今後のスケジュールですが、10月の調査実施に向けて、8月中に実際のウェブ回答画面の作成と確認、それから9月にプレテストを実施して、最終確認を行う予定です。

説明は、以上です。

○岩田会長 はい、ありがとうございます。

5年ごとの調査ではありますが、新規の項目も含まれ、非常に重要なデータの蓄積を期待するところです。

委員の先生方から、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

新田委員、どうぞ

○新田委員 新田でございます。

調査の方法のところを、ちょっとテクニカルなことを教えていただきたいんですけども、3歳児調査、施設調査いずれもウェブ調査ということで、非常に重要な調査手法の変更というか選択で、このところは、まず3歳児調査のほうですけども、ウェブブラウザでどんなデバイス、スマホでもパソコンでもアクセスできるような、そういう環境を整えていらっしゃるという、そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、ウェブ調査につきましては、今回パソコンでもスマートフォンでも回答ができるような仕様で、現在委託業者と調整を行っているところでございます。

○新田委員 分かりました。

それでもう一点は、ちょっと中身の設問のところなんですけど、アレルギー用というか食品を選ぶ、かなり選択肢が多い質問が幾つかありますが、ここはこの設問というか、選択肢の順番はこのアレルギーの重要度というか、そういうものの頻度の大きい順に並べているということでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

そのとおりでございます。この並べ方は、あいうえお順が回答しやすいのか、食品カテゴリーで並べたほうが回答しやすいのか、検討部会の中でも先生方とご意見を交わしたところです。最終的には、大体同じくくりでイメージしやすい食品、それから選択が多いであろう項目をはじめに持ってきている並び順になります。

また、新たに加わった内容についても入れております。

○新田委員 新たに加わった消化管アレルギーのところの卵黄、卵白とかというのも、大体そういう原因の食品として、もうある程度重要度が、データが出ているもので、それに従っているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○岩田会長 はい、ありがとうございます。

そのほか、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

結果が待たれるところではあります。来年度以降、議題に上がるかと思えます。よろしく願いいたします。

○事務局 どうぞよろしく願いいたします。

○岩田会長 最後に、全体を通してご質問、ご意見はございますでしょうか。

○武川委員 よろしいですか。

○岩田会長 武川委員、どうぞ。

○武川委員 ありがとうございます。

非常に素晴らしい資料に纏めていただきましてありがとうございます。アレルギー疾患対策の東京都の取組が一目瞭然で、なおかつ分かりやすく、きれいに整理してあり、助かります。

特には、進めていただいていますアレルギー手帳の問題です。私ども非常に関心が高いです。その重要度も高いと認識しております。実は厚生労働省が取り組まれている「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」の5年ごとの見直しの調査への協力において、患者・市民の立場でのアンケート調査を回答した際にも母子手帳との関係性に言及しました。アレルギー疾患というのは、この世に生まれたときから死ぬまで患い、その間良くなったり悪くなったり繰り返す、それといろいろな臓器に症状が出ますが、今の診療科体制が臓器別に分かれていることによる弊害です。患者（自分自身）が、どんな病気にこれまで罹ったのか、どういう病院・医院でどんな検査をされ、診断され、治療を受けてきたのか。その際に、どんな薬が出され、効果や副作用は、どうだったのかというようなことを、なかなか把握し切れない。その説明を求められても、なかなか回答が難しいというようなことがよくあります。時によっては忘れてしまいます。

そういう観点からも母子手帳の必要性と大事さに改めて気がつかされました。子供が生まれてから今までにどういう病気をしたのか、そしてどうだったのか、どんな予防接種を受けてきたのかというようなことは、非常に大事な情報だと聞いております。そういった母子手帳とアレルギー手帳を組み合わせて医療安全に繋げることを意図し、非常に熱心に東京都で取り組んでいただいていることに感謝しています。これまでの進捗の中で、その辺の新たな情報や、今後の方向性がございましたら、ぜひご開示いただければと思います。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

将来的な見通しで、大変重要な部分であろうと思います。

それでは、町田委員どうぞ。

○町田委員 東京都薬剤師会の町田と申します。

本日お話を伺ってしまして、子供食堂というお話が出ておりました。そこでのアレルギー対策というのは確かにそのとおりだなと思ひまして、最低限小学校の中で用意しているような緊急時の対策というのが、そこでも必要なんだなというのを改めて考えさせていただきました。

例えば保険薬局でも、実際に葛飾区なんかで子供食堂を中心になってやっているところなんかもありまして、そこは薬局ですので、例えば先ほど出たエピペンなんかを薬として用意しておくことは割と容易にできるんですけども、ただ、基本的にはそのお薬が個別に処方されているものなので、緊急避難として、そこでアナフィラキシー

が起きたときにすぐ使えるかということ、なかなか薬剤師でも難しいなというのは、現実的にちょっとお話聞いていて思っていたところではありました。

なので、実際対象のお子さんがエピペンを持ち歩くというのが、今現在では一番命をつなぐ行動だなというのは、ちょっとお聞きしていて考えていたところでしたので、その点ちょっと共有させていただければと思いましたので、意見させていただきました。よろしくお願いたします。

○岩田会長 ありがとうございます。現場に即した貴重なご意見だと思います。

では、大田委員どうぞ。

○大田委員 救急隊に入っていない理由を幾つか考えると、お年寄りの方に対するリスク、緑内障の ATTACK が起こったりとか、ちょっとそういうことがあるので、救急隊員がそこを被るのは難しいと。むしろ救急車を呼ぶときには、その呼ぶ側が、よく現場の側ですね。医療機関の場合には、そういう薬剤が備わっている。それから、先ほど来出ている食事を提供する場所であるとか、そういったところにむしろきちんと備えて、普段どう使うかはトレーニングしておくことはもちろんやっておられるんですけども、それをより強化するということの重要性を強調したいと思います。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。

質問なんですけど、児童養護施設、最近虐待児も増えてきていて、急に預けなければいけない、預からなければいけないといったときに、これまで講習会をたくさんやっていらっしゃいますけれども、ここの児童養護施設はそういった対象の中に入って、募集をかけているのかということをお伺いしたいです。

○岩田会長 いかがでしょう。

○環境保健事業担当課長 健安研の方、何かコメントできますでしょうか。

○事務局 児童養護施設や乳児院等の職員も研修の対象として呼びしております。実際に参加もございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○岩田会長 よろしいでしょうか。

では、予定の時間を若干余してはおりますけれども、ご質問等がなければ、これで予定していた議題は終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日は貴重なご意見を多数頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。

特に消防庁との関係であるとか、子供食堂への対応、また歯科医師の先生方への研修等、多くのご意見いただいたとっております。また、様々な課題をいただいたと認識

しております。いただいたご意見を基に、都のアレルギー疾患対策を今後も推進して参りますので、どうぞ引き続き、ご支援ご鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。

2回目の委員会につきましては、令和7年1月頃を予定しております。時期が近づいてまいりましたら、日程調整のご連絡を差し上げます。

また、事務連絡になりますけれども、冒頭でも岩田会長より確認がありましたとおり、本日の議事録は公開させていただきます。後日、改めて委員の皆様へ本日の議事録をご確認いただきまして、その後にホームページで公表させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

(午後 8時14分 閉会)